

(参考資料)

(社) 日本作業環境測定協会
＜法人シート／事務・事業シート（概要説明書）＞

法人シート（概要説明書）						
法人名		(社)日本作業環境測定協会				
当省担当部局		労働基準局	担当課・室名	労働衛生課		
沿革		作業環境測定法に基づく法人として、昭和54年12月に設立。				
※1 役員	役員数	42	うち常勤役員数	1	うち非常勤役員数	41
	職員数	18	うち常勤職員数	18	うち非常勤職員数	0
職員の状況※2 数	官庁OB役員数	4(4)→4(4)	うち常勤役員数	1(1)→1(1)	うち非常勤役員数	0
	官庁OB職員数	1(1)→1(1)	うち常勤職員数	1(1)→1(1)	うち非常勤職員数	0
法人概要	目的 (何のために)	作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと				
	対象 (誰/何を対象に)	会員（作業環境測定機関、自社測定事業場、作業環境測定士）				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①作業環境測定法に基づく作業環境測定士の登録講習（登録事業） ②作業環境測定法に基づく作業環境測定士の登録事務（指定事業） ③作業環境測定等に関する情報の収集及び提供、調査研究及びその成果の普及、精度管理、巡回指導等の技術指導その他の援助 ④機関誌及び作業環境測定等に関する図書の刊行 ⑤内外の関連学会等との連絡及び提携 ⑥作業環境測定等に関する行政施策への協力				
年間収入合計 (千円) ※3	514,456	年間支出合計 (千円)	500,295	負債額 (千円)	92,769	
会費収入	93,736	事業費	390,229	負債相当額	8,347	
財産運用収入	0	管理費	97,136	その他の負債	84,422	
寄付金収入	0	事業に不可欠な固定資産	0	正味財産額	416,270	
補助金等収入	0	その他の支出	12,930	内部留保額	132,641	
うち国から	0	資産額	509,039	内部留保水準（%）	27	
うち独法等から	0			年間収入に占める 国・独法等からの補助金等・委託費収入の割合（%）	6	
事業収入	402,542	基本財産	0	国・独法等からの補助金等（平成22年度見込み）※4	0	
うち国からの委託費交付総額	32,469	公益事業基金	0	国からの権限付与の概要	根拠条文	
うち独法等からの委託費総額	0	運営固定資産	22,535			
その他の収入	18,178	引当資産等	345,516	①作業環境測定士の登録業務（指定事業） ②作業環境測定士の登録講習業務（登録事業） ③作業環境測定士の登録試験免除講習業務（登録事業） ④粉じん計の較正業務（登録事業）	欄外参照（*）	
		その他の資産	140,988			

（*）根拠条文：①作業環境測定法第32条の2第1項、②作業環境測定法第5条、③作業環境測定法施行規則第17条第2号、第16号、④粉じん障害防止規則第26条第3項

（※1）役員数の状況は、平成22年4月1日現在（常勤は、週3日以上勤務者）。

（※2）矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年7月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記

（※3）年間収入合計等は、平成21年度決算ベースの額を記入。

（※4）名宛ての補助金等交付（の見込み）額を記入。

事務・事業シート (概要説明書)

事業名		作業環境測定士の登録事務【指定】			
根拠法令 (具体的な条文 (①条①項など) も記載)	作業環境測定法第32条の2第1項	関係する通知等	「許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律による作業環境測定法の一部改正部分及び関係政省令の施行について」(昭和61年1月24日付け基発第30号)		
事務・事業概要	目的 (何のために)	作業環境測定法第7条において、作業環境測定士 (以下「測定士」という) となる資格を有する者が測定士となるには、測定士名簿に登録を受けなければならないとされている。			
	対象 (誰/何を対象に)	測定士となる資格を有する者で測定士になろうとする者			
	事務・事業内容 (手段、手法など)	測定士として登録する者は、所定の登録申請書に住民票、作業環境測定士試験合格証 (試験免除者については、それを証する書面)、作業環境測定士講習修了証、写真等を添えて、指定登録機関に申請する。 登録機関は、内容を審査、PCに入力し、作業環境測定士名簿を作成するとともに、登録証を作成し、申請者に月2回の頻度で交付する。			
	事業の期限	なし			
	事業の沿革	[いつから実施] 昭和62年4月1日から [指定法人の変遷] 昭和62年4月1日から現在まで、日本作業環境測定協会が実施 [途中で廃止していた期間の有無] なし			
事業の必要性 (国が事業を行う必要性を含む。)	測定士は、事業場に立ち入って、有機溶剤、特定化学物質、石綿、粉じん、鉛、放射性物質等の作業環境中の濃度の測定を行っている。測定士が測定する物質等は、そこで働く労働者の健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるものばかりであり、正確な測定技術を有すると同時に、測定結果が労働現場の作業環境を適切に表したものとなるような測定手法や測定場所を選択する必要がある。同一作業場を測定した場合であっても、測定場所を変更するだけで有害物質の濃度が大きく左右されることがあることから、高い倫理観を持って測定の依頼主である事業者と接し、公正な測定結果を提示することが求められる。このようなことから、測定士の登録要件、登録の取消要件を規定した登録制度が設けられている。				
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度
	作業環境測定士の登録申請書の審査および登録証 (新規・書換) の交付	件	1,401	1,103	1,194
	作業環境測定士帳簿の作成と保存	件	1,401	1,103	1,194
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)		単位	H19年度	H20年度	H21年度
	パンフレット	組	1,983	1,567	2,000
	報告書	回	5	5	5
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成17年度 作業環境測定士登録証交付件数 (書換を含む) : 1,518件 金額 (決算ベース) : 26,209千円 登録証交付				

事務・事業シート（概要説明書）		
事業名	作業環境測定士の登録事務【指定】	
指定の必要性 (指定制度を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>測定士の登録事務は、測定法制定時は労働大臣が行うこととされていた。その後、行政改革の一環として、臨時行政調査会（臨調）の「行政改革に関する第5次答申（最終答申）」（昭和58年3月14日）において、測定士の登録事務を民間団体に委譲することが指摘されたことから、「規制緩和一括措置法」（昭和60年12月24日公布）により測定法が改正された（昭和61年1月24日施行）。</p> <p>その後、測定法第32条の2の規定に基づき、昭和61年12月12日に日測協が「指定登録機関」として指定され、昭和62年4月1日から登録事務が行われている。</p> <p>日本作業環境測定協会は、測定法の規定に基づき、「全国の測定士の品位の保持並びに測定士及び測定機関の業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とする」ものであり、測定とその測定を担う測定士の登録に係る業務を一体的に実施し、効率的・効果的にサービスを提供している。</p> <p>作業環境測定士は、作業環境測定に係る知識に加えて実務能力が必要であることから、試験に合格しかつ講習を修了した者が作業環境測定士となる資格を有することとされており、これら2つの条件を満たしていることを確認された者が、所要の手続きを経て作業環境測定士名簿に登載されるものである。このため、作業環境測定士を登録する業務を行う機関は本制度上不可欠である。</p> <p>また、作業環境測定士の登録は一元的管理を行う必要があることから、当該登録機関を現行の指定制度から登録制度に改めることは不適切である。</p>	
指定の要件	<p>職員、設備、登録の実施に関する事務の実施方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が登録事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。</p> <p>経理的及び技術的な基礎が登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。（測定法第32条の2第4項）</p>	
現在の指定法人	社団法人 日本作業環境測定協会	
国（民間委託を含む。）で直接	直接実施の可否	否
	可 想定する実施主体	
否	理由	<p>本登録事務はかつては国が行っていたものであるが、臨調の答申に基づくとともに、国家公務員の厳しい定員事情から、申請に基づいて指定する者に当該業務を行わせることとしたものであり、行政が再び直接実施することには過去の経緯から整合性がないほか、一層厳しくなっている定員事情により困難である。</p>
登録制度への移行	移行の可否	否
	否 理由	<p>指定制度を廃止し、登録制度とした場合、一定の要件を満たす機関を登録機関として登録することになるが、複数の機関が存在することになると登録の一元的管理が困難となるとともに、作業環境測定士を雇用しようとする事業者や測定の依頼者にとっても作業環境測定士の登録状況を確認しようとする場合に不便が生ずるおそれがあることから、当該登録機関を現行の指定制度から登録制度に改めることは不適切である。</p>
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		

事務・事業シート (概要説明書)

事業名		作業環境測定士の登録事務【指定】						
事業の収支状況 (千円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	
収入	収入	24,095	20,949	19,926	18,731	18,577	102,278	
	手数料 (利用者負担)	24,093	20,939	19,904	18,713	18,570	102,219	
	国からの補助金	0	0	0	0	0	0	
	その他 ()	2	10	22	18	7	59	
	支出	26,209	21,828	22,201	19,473	17,503	107,214	
収支差		-2,114	-879	-2,275	-742	1,074	-4,936	
		平成23年度予算見込額		人件費				
コスト	事業費	算定中 千円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事役職員数	
	人件費	千円			常勤職員	千円		人
	管理費	千円			非常勤職員	千円		人
	総計	千円						
		平成20年度 (決算額)		平成21年度 (決算額)		平成22年度 (予算額)		
これまでの予算額等 (千円)		19,473		17,503		18,563		
内訳	人件費	14,276		14,194		14,788		
	旅費交通費	0		20		20		
	印刷製本・消耗品費	233		479		500		
	通信運搬費	611		611		700		
	借室料・共益費等	4,353		2,199		2,555		
平成22年度の国からの財政支出見込額 (千円)		0						

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
役員ポストである専務理事に5代連続で国家公務員退職者が就いている法人に該当する。		①	平成22年度の役員改選時に専務理事ポストを置かないこととし措置済み。

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
特段なし [日付] [内容]			